

厚生労働大臣の定める掲示事項等

当病院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

■ 基本診療料に関する事項

- ・ 特殊疾患病棟入院料1
- ・ データ提出加算2・4
- ・ 短期滞在手術基本料1
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算3

■ 特掲診療料に関する事項

- ・ CT撮影及びMRI撮影
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ
- ・ 運動器リハビリテーション料Ⅱ
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 入院ベースアップ評価料
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

■ 入院時食事提供に関する事項

- (1)入院時食事療養・生活療養(Ⅰ)を届出しております。
- (2)管理栄養士により管理された食事を提供しております。
- (3)適時(夕食については午後6時以降)、適温による食事を提供しております。

■ 看護要員の受け持ち入院患者数

当病院では、一日10人以上の看護職員(看護師、准看護師)が勤務しています。また、当病棟では一日に7人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝8時00分から夕方17時00分まで
 - 看護職員 1人あたりの受け持ち数は6人以内
 - 看護補助者 1人あたりの受け持ち数は8人以内
- ・夕方17時00分から翌朝8時00分まで
 - 看護職員 1人あたりの受け持ち数は23人以内
 - 看護補助者 1人あたりの受け持ち数は46人以内